

事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、県内の事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備（以下「省エネ設備」という。）への更新を支援することで、カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策における事業者の役割や事業活動における省エネルギー対策や、環境と経済に配慮した持続可能なビジネススタイルの取組の実現を目的とし、事業者に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 事業者

次に掲げるものをいう。

ア 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模企業者

イ 中小企業支援法第2条第1項に定められる中小企業者

ウ 中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び同法第53条に定める生活衛生協同組合連合会

エ ア～ウのほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、福島県知事（以下「知事」という。）が定める者

(2) 省エネ設備

次に掲げる設備をいう。

高効率照明（LED等）（既存設備の更新に限るとともに既存設備と比較して年10%以上の消費電力量の削減が確認できるもの）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者であって知事が指定した者とする。

(1) 県内で事業活動を行う事業者

(2) 県が実施する省エネに関する事業において、事例発表やデータ提供等に協力する者

(3) 福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加する者

2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者から除く。

- (1) 大企業（別表第1以外の企業をいう。）又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者
- (3) 公序良俗に反することを事業目的とする事業者
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者
- (5) 補助金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始又は特別清算開始の申立をいう。）した事業者
ただし、再生手続開始の申立（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。）又は更正手続開始の申立（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込がある事業者を除く。

3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者から除く。

- (1) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の交付の対象事業）

第4条 補助金の交付の対象事業（以下「補助事業」という。）は、省エネ設備への更新を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助事業の対象となる経費は、補助事業を実施する場合に、当該補助事業に要する別表第2に掲げる経費のうち知事が適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税は補助対象経費としない。

2 補助額は、補助対象経費から寄附金その他収入を控除した額に、別表第3に掲げる補助率及び補助上限額を用いて算出されたものとする。

3 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助対象者は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出する。

(1) 事業者向け省エネ設備更新事業補助金計画書（様式第2号）

(2) その他知事が必要と認める書類

3 補助対象者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセント以内の減額である場合をいう。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び別に定める実施要領の定めに従うべきこと

(2) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと

(変更の承認申請)

第8条 補助事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業者向け省エネ設備更新事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、事業者向け省エネ設備更新事業補助金実施状況報告書(様式第4号)により必要に応じて求めるものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに事業者向け省エネ設備更新事業補助金完了報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、次に掲げる書類により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、または交付決定を行った日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までにしなければならない。

(1) 事業者向け省エネ設備更新事業補助金実績報告書(様式第6号)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者から、交付要綱第8条に基づく申請があったとき

2 知事は、前項の取消をした場合において既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える設備（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(会計帳簿の整備等)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年６月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年７月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月８日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業者の定義

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従 業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3 億円以下	3 0 0 人以下
②「卸売業」	1 億円以下	1 0 0 人以下
③「小売業」	5 千万円以下	5 0 人以下
④「その他の業種（①～③を除く）」	5 千万円以下	1 0 0 人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表第 2（第 5 条関係）

補助事業に要する経費
省エネ設備の更新を行うために必要な消耗品、備品の購入費
省エネ設備の更新を行うために必要な工事請負費
省エネ設備の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用
省エネ設備の更新を行うために知事が必要と認める経費

別表第 3（第 5 条関係）

補助率	補助上限額
2 分の 1 以内	8 0 0 千円